

警察剣道試合及び審判要領の制定について（通達）

制定 令和 7. 8. 1 例規教第28号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察剣道試合及び審判規則の改正について（令和 6. 3. 19：警察庁丙人発第52号）の警察庁長官官房長通達の示達に伴い、みだしのことについて下記のように定め、令和 7 年 8 月 1 日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

なお、警察剣道試合及び審判要領の制定について（平成17. 9. 9：例規教第28号）の例規通達は、廃止する。

記

警察剣道試合及び審判要領

1 目的

この要領は、警察剣道試合及び審判に関し、必要な事項を定め、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする。

2 試合場

試合場の基準は次のとおりとし、床は板張りを原則とする。

- (1) 試合場は、境界線を含む一辺の長さが 9 メートルから 11 メートルまでの正方形又は長方形とする。
- (2) 試合場の中心は×印とし、開始線は中心から均等の位置（距離）に左右 1 本ずつ表示する。

3 竹刀

竹刀は、竹製のものとする。

4 剣道具

剣道具は、面、小手、胴及び垂とする。

5 服装

服装は、剣道着及び袴はかまとする。

6 試合時間

- (1) 試合時間は、5 分（延長の場合は 3 分）を基準とし、主審が有効打突又は試合の中止を宣告した場合における再開までに要した時間は、試合時間に含まない。
- (2) 試合時間は、前記（1）にかかわらず、時間無制限により実施することができる。

7 勝敗の決定

勝敗の決定は、次のとおりとする。

- (1) 試合は、原則として 3 本勝負とする。ただし、運営上必要な場合は 1 本勝負とすることができる。
- (2) 勝敗は、試合時間内に 2 本先取した者を勝ちとする。ただし、一方が 1 本を取り、試合時間が終了したときは、この者を勝ちとする。
- (3) 試合時間内に勝敗が決まらない場合は、延長戦を行い、先に 1 本を取った者を勝ちとする。ただし、判定若しくは抽選により勝敗を決め、又は引き分けとすることができる。

きる。

(4) 判定又は抽選により勝敗を決めた場合は、勝者に1本を与える。

(5) 判定により勝敗を決める場合は、技能の優劣を優先し、次いで試合態度の良否によるものとする。

8 団体試合

団体試合は、次に掲げるもののほか、その大会で定められた方法により行い、勝敗を決める。

(1) 勝者数法は、勝者の数により団体の勝敗を決める。ただし、勝者が同数の場合は、総本数の多い方を勝ちとする。

なお、総本数が同数の場合は、代表者戦によって勝敗を決める。

(2) 勝ち抜き法は、勝者が続けて試合を行い団体の勝敗を決める。

9 試合の開始及び終了

試合の開始及び終了は、主審の宣告で行う。

10 試合の中止及び再開

試合の中止は審判員の宣告で行い、再開は主審の宣告で行う。

11 試合の中止の要請

試合者は、事故等のために試合を継続することができなくなったときは、試合の中止を要請することができる。

12 有効打突

有効打突は、充実した氣勢と適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、かつ、残心あるものとする。

13 竹刀の打突部

竹刀の打突部は、物打を中心とした刃部（弦の反対側）とする。

14 打突部位

打突部位は、次のとおりとする。

(1) 面部（正面、右面及び左面）

(2) 小手部（右小手及び左小手）

(3) 胴部（右胴及び左胴）

(4) 突部（突き垂れ）

15 禁止行為

禁止行為は、次のとおりとする。

(1) 審判員又は相手に対し、非礼な言動をすること。

(2) 定められた以外の用具（不正用具）を使用すること。

(3) 相手に足を掛けること。

(4) 相手を不当に場外に出すこと。

(5) 試合中に場外に出ること。

(6) 自己の竹刀を落とし、又は相手から落とされること。

(7) 不当な中止の要請をすること。

(8) 鏝^{つば}競り合いを速やかに解消しないこと。

(9) その他この要領に反する行為をすること。

16 退場

試合者が前記15の（1）の禁止行為をしたときは、相手に2本を与え、その試合者を負けとし、退場を命ずる。

なお、退場させられた者の既得本数及び既得権は認めない。

17 不正用具を使用した場合の処置

試合者が前記15の（2）の禁止行為をしたときは、次の各号により処置する。ただし、両者が同時に当該禁止行為をしたときは、両者とも負けとし、それぞれの既得本数及び既得権は認めない。

（1）不正用具を使用した者は負けとし、相手に2本を与え、既得本数及び既得権は認めない。

（2）前記（1）の処置は、不正用具の使用を発見した以前の試合までは遡らない。

（3）不正用具の使用が発見された者は、その後の試合を継続することができない。ただし、団体戦における補欠の出場は、別に定めのない限り認める。

18 反則

（1）試合者が前記15の（3）から（9）までのいずれかの禁止行為をしたときは反則とし、2回犯したときは相手に1本を与え、反則は1試合を通じて積算する。ただし、同時反則によって両者が負けとなる場合は相殺し、反則としない。

（2）前記15の（5）の禁止行為をした場合において、試合者の双方が前後して場外に出たときは、先に出た者を反則とする。

（3）前記15の（5）の禁止行為をした場合において、有効打突を取り消したときは、反則としない。

（4）前記15の（6）の禁止行為をした場合において、その直後に相手が打突を加え、有効となったときは、反則としない。

19 審判員の構成

審判に従事する者の構成は、審判長、審判主任（2試合場以上の場合）及び審判員とする。

20 審判長

審判長は、公正な試合を遂行するための必要な権限を有する。

21 審判主任

審判主任は、審判長を補佐し、試合場における審判上の権限を有する。

22 審判員

（1）審判員は、主審1人及び副審2人を原則とし、有効打突その他の判定については、同等の権限を有する。

（2）主審は、試合の運営の全般に関する権限を有し、審判旗（以下「旗」という。）により有効打突、反則等の表示及び宣告を行う。

（3）副審は、旗により有効打突、反則等の表示を行い、試合の運営上主審を補佐する。

なお、緊急の場合は、試合の中止の表示及び宣告をすることができる。

23 係員

試合係員は、時計係、掲示係、記録係及び選手係とする。

24 有効打突の決定

有効打突の決定は、次のとおりとする。

- (1) 2人以上の審判員が有効打突の表示をしたとき。
- (2) 1人が有効打突の表示をし、他の審判員が棄権の表示をしたとき。

25 有効打突の取消し

有効打突を宣告した場合でも、試合者に不適切な行為があったときは、審判員の合議により、その宣告を取り消すことができる。

26 有効打突の錯誤

有効打突等の審判員の判定に疑義がある場合は、合議の上、その是非を決定する。

27 審判方法

審判員は、次の方法により審判を行う。

- (1) 審判員のうち、1人が有効打突を表示した場合は、他の審判員は自己の判断を直ちに表示しなければならない。
- (2) 主審は、有効打突が決定し、又は試合を中止した場合は、試合者を開始線に戻した後、試合を再開させる。
- (3) 審判員は、反則を認めた場合は、試合を中止させ、旗を直ちに表示しなければならない。ただし、反則の事実が不明瞭なときは、合議の上、その有無を決定する。
- (4) 主審は、試合者が試合の中止を要請した場合は、中止を宣告した後、その理由をたずねる。
- (5) 審判員は、判定によって勝敗を決める場合は、主審の判定の宣告と同時に旗で表示を行う。

28 負傷又は事故等

負傷又は事故等により試合が継続できない場合は、その原因をたずね、次の処置をする。

- (1) 試合継続の可否の判断は、医師の意見を徴した上、審判員の総合判断とする。
なお、その処置に要する時間は、原則として5分以内とする。
- (2) 負傷により試合が継続できない場合において、その原因が一方の故意又は過失によるときは、その原因を起こした者を負けとし、その原因が明瞭でないときは、試合不能者を負けとする。
- (3) 負傷者又は事故者として処理された者は、医師及び審判員の判断により、その後の試合に出場することができる。
- (4) 加害者として負けとされた者は、その後の試合に出場することができない。

29 棄権

試合を棄権した者は、負けとし、その後の試合に出場することができない。

30 試合不能者及び棄権者の既得本数

前記28及び29の規定による勝者は、2本勝ちとし、試合不能者の既得の1本は有効とする。ただし、延長戦の場合は、勝者に1本を与える。

31 加害者の既得本数及び既得権

前記28の(2)の加害者として負けとされた者に係る既得本数及び既得権は認めない。

32 合議

審判員は、合議を必要とするときは、試合を中止し、試合場の中央で合議を行う。

33 異議の申立て

- (1) 何人も、審判員の判定に対し、異議の申立てをすることができない。
- (2) 監督は、この要領の実施に関して疑義があるときは、その試合者の試合終了までに、審判主任又は審判長に対し、異議の申立てをすることができる。

34 宣告

審判員の宣告は、開始、終了、再開、中止、有効打突、勝敗、合議、反則等について行い、その要領は別表のとおりとする。ただし、宣告に際し必要とする場合は、その理由を述べることができる。

35 旗の表示

審判員の旗の表示は、中止、有効打突、勝敗、合議、反則等について行い、その要領は別表のとおりとする。

36 その他の処置等

- (1) この要領に定めのない事項が発生した場合は、審判員は合議の上、審判主任又は審判長に諮って処理する。
- (2) 大会の規模、内容等特別の事情がある場合には、この要領及び別に定めるものの目的を損なわない限り、これらによらないことができるものとする。

37 細部事項

この要領に定めるもののほか、警察剣道試合及び審判に関する細部事項は別に定める。

別表

審判員の宣告及び旗の表示の方法

	事項	宣告	旗の表示
開始	試合を開始するとき。	「始め」	両旗は体側
再開	試合を再開するとき。	「始め」	両旗は体側
中止	試合を中止するとき。	「やめ」	両旗を真上に上げる。
有効打突	有効打突を認めたとき。	「面・小手・胴・突きあり」	旗を体側斜め上方に上げる。
	有効打突を認めないとき。	－	両旗を前下で左右に振る。
	棄権をするとき。	－	両旗を前下で交差させ停止する。
	有効打突を取り消すとき。	「取消し」	両旗を前下で左右に振る。
	2本目を開始するとき。	「2本目」	上げた旗を下ろす。
	両者1本1本になったとき。	「勝負」	上げた旗を下ろす。
勝敗の決定	勝敗が決定したとき。	「勝負あり」	上げた旗を下ろす。
	延長戦になったとき。	「延長・始め」	両旗は体側
	1本勝ちしたとき。	「勝負あり」	旗を体側斜め上方に上げる。
	1 判定を宣告するとき。 2 判定勝ちしたとき。	1 「判定」 2 「勝負あり」	1 旗を体側斜め上方に上げる。 2 上げた旗を下ろす。
	不戦勝ちしたとき。	「勝負あり」	旗を体側斜め上方に上げる。
	勝敗が決まらないとき。	「引き分け」	両旗を前上で交差させ停止する。
	試合不能のとき。	「勝負あり」	旗を体側斜め上方に上げる。
	抽選により試合の勝敗が決まったとき。	「勝負あり」	旗を体側斜め上方に上げる。
合議	審判員が合議をするとき。	「合議」	両旗を右手で真上に上げる。
	合議の結果	－	主審は旗で表示する。
反則	非礼な言動をしたとき。	「勝負あり」	旗を体側斜め上方に上げる。
	不正用具を使用したとき。	「勝負あり」	旗を体側斜め上方に上げる。
	両者同時に不正用具を使用したとき。	「両者負け」	両旗は体側
	相手に足を掛けたとき。	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる。 ※反則回数を指で示す。
	相手を不当に場外に出したとき。	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる。 ※反則回数を指で示す。
	場外に出たとき。	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる。 ※反則回数を指で示す。
	竹刀を落とし、又は相手から落とされたとき。	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる。 ※反則回数を指で示す。
	不当な中止の要請をしたとき。	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる。 ※反則回数を指で示す。
	つぎ 鏑競り合いを速やかに解消しないとき。	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる。 ※反則回数を指で示す。
	同時反則のとき。	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる。 ※反則回数を指で示す。
	その他この要領に反する行為をしたとき。	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる。 ※反則回数を指で示す。
	反則を2回したとき。	「反則2回」 「1本あり」	旗を斜め下方に上げる。 ※反則回数を指で示す。 旗を体側斜め上方に上げる。
負傷事故 棄権	相殺のとき。	「相殺」 ※2回目以降 「同じく相殺」	両旗を前下で左右に振る。
	負傷、事故、棄権等によって試合が継続できなくなったとき。	「勝負あり」	旗を体側斜め上方に上げる。

備考 宣告に際し、必要とする場合には、その理由を述べることができる。